

見も伺うことに留意し進められたい等の質疑並びに意見が出され、これが採決の結果、全会一致、本件は不採決とするに決定し、次第でついでいます。

よろしく慎重に審議の上、当委員会報告とあり、決定したるようお願ひ申し上げ、補足説明を終わります。

○議長（塩野鉄之助君） 続いて陳情第十四号について事務局長をして陳情書の朗読をいたさせます。

（議令事務局 局長朗読） 別添参照

○議長（塩野鉄之助君） 以上で陳情第十四号に対する委員長の審査報告及び朗読は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行ないます。
なお陳情第十四号に対する意見等もありましたら合せてお発言願ひします。

○十番（松山清君） 一言意見を述べさせていただきます。

この建替問題については、やはりいままで理事者側が進められてきたことについては、住んでいる方との話し合いが不十分で

なかつたか、そういうことはいかならない事実だと思います。そういう点であくまでも住んでおられる方と十分話し合いをし、そして協議して納得する上で進めたいということが一番重要ではないかと申しますので、その点強く要望を申し上げておく次第であります。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑及び意見を終わります。

まず陳情第十号についておかけいたします。

陳情第十号に対する委員会の報告は不採決と決定でありますので、陳情書の原文について起立により採決いたします。

おはかりいたします。陳情第十号は採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立なし）

○議長（塩野鉄之助君） 起立いたしません。よって陳情第十号は委員会報告とあり不採決とするに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） たたいま一括議題となっておりました陳情第

十四号につぎましては、たゞいま陳情第十号が不採択と議会の意思決定がなされたので、陳情第十四号はあらためて意思決定を要する要件がなくなりました。したがってみなし採決となりましたので、ご了承願います。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第三十一陳情第十一号年末手当等に関する陳情書を議題といたします。

本件については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 大野行史君登壇）

○建設委員長（大野行史君） 陳情第十一号の審査報告をいたします。
（陳情審査報告書朗読） 別添参照

なお本陳情書は例年夏期また期末に提出されて、その都度委員会で審議をいたしまして執行機関において実施してもらっている件でございます。

本委員会での決定によりよくご審議、ご決定くださるよう

うお願いたしましたして報告いたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員会報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。陳情第十一号に対する委員会の報告は採択と決定であります。本件は委員会報告により決することにより異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 異議なしと認めます。よって陳情第十一号は委員会報告により採択と決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第三十二陳情第十二号民間日雇労働者の年末手当支給等に関する陳情書を議題といたします。本件については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

議百五十七 請六 陳一 陳九 陳十四 陳十一 陳十二 議百五十六

建設委員長（大野行史君） 審査報告を行ないます。

（陳情審査報告書朗読） 別添参照

本陳情書でございす。民間の日雇労働者で、安住所に登録してあり、各方々の期末手当の陳情書でございまして、夏の場合におきまして、この議会において議決をいたさう、執行機関において支払をするように決定して、支払期日をきめておりましたにもかかわらず、受領にこなくて、執行機関のほうで、三回も四回も電話で連絡して、この夏の夏期手当を支給したという実例がございまして。

そういう問題から内容を検討いたしましたして、各委員から福生市の居住者は何名か。月平均何日くらい働いているのか。今後の問題として市長会等で各市と相談していかなくてはならない。時期的な陳情ではあるが、これから経済的にも中々企業等の問題もあり、検討してもらいたい。――等々意見が出され、現在福生の居住者は四名であり、一ヵ月に働く日数は十五日

福生市議会

老字訂正

老字訂正

老字訂正

ないし二十日くらいであり、年齢は四十歳平均である。そういう点は近隣の市町と相談して今後の問題として進めていきたい。等々質疑応答の後に、委員会といたしましては審査報告にもございすように、現在中々企業等の問題もかみ合せて、願意は了とされますので、今後の問題として内容については検討をしていってもらいたいという意見も出されまして、委員会としては採択した次第でございす。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いをいたしました。補足説明といたします。

議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員会報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終ります。おほかりいたします。陳情第十二号に対する委員会報告は採択と決定であります。本件は委員会報告どおり決まるに異議ありませんか。

陳十三

議白五七
請六
陳一
陳九
陳陳十四
陳十一
陳十二
陳十三

○議長（塩野鉄之助君）「異議なしと呼ぶ者あり」
「異議なし」と認めます。よって陳情第十三号は委員会報告により採決と決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君）日程第二十三陳情第十三号中ハ建設業者危機突破に関する陳情書を議題といたします。
事務局長をして陳情書の朗読をいたさせます。

（古谷議令事務局長朗読）別添参照
○議長（塩野鉄之助君）本陳情書についてご意見がありましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（塩野鉄之助君）以上で意見を終わります。

陳情第十三号については建設委員会に付託し閉会中の継続審査とし、詳細なる審議を願うことにいたします。

○議長（塩野鉄之助君）日程第二十五閉会中の継続審査申し出に

福生市議会

ついてを議題といたします。

建設委員長から、建設委員会において審査中の案件について、今議規則第七十条の規則によりお手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、議事係長をして朗読をいたさせます。

（市川議事係長朗読）別添参照

○議長（塩野鉄之助君）朗読は終わりました。

おわかりいたします。本件は申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにしたと思います。これに「異議」ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）「異議なし」と認めます。よって本件は申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君）日程第二十六特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定期事件について、三常任委員、会から継続調査の要求があり、したので、おき元には配付の特定期事件継続調査事項表のとおり閉会中の継続調査に付したいと思ひますか、これに、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 異議なしと認めます。よって本件特定期事件は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。今議を閉じます。

○議長(塩野鉄之助君) これをもって昭和四十九年第四回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後三時三十九分 閉議、閉会

四者名議員

福生市議会議長

副議長

議員

議員

議員

塩野鉄之助

田中

川口

木村

松本

佐々木

佐々木

佐々木

佐々木

佐々木

佐々木

佐々木

佐々木

佐々木

福山閣

福生市議會

総需要抑制策下にありまして、特に我々中小建設業者は、公共事業費の推移によつてその存立が決定づけられます。今日のような抑制が、さらに続けられるとすれば過当競争はますます激化するはもちろん、倒産への道を歩む者が続出し、社会不安を招来することは必至であります。

昭和五十年年度においても、本年度同様の状態が続けられるならば、公共料金、人件費等の高騰と相まつてその深刻さはさらに一層激しいものとなり、昭和四十八年度に比較して約半減に及ぶ受注減となることも予想されます。

今般、中小建設業者危機突破についての陳情を行うについて、我々の差し迫つたこの窮状をご賢察下さいまして、適切なるご判断とご英断によつて、窮状打開のため関係官庁に要請していただくよう陳情する次第であります。

陳情事項

一、中小建設業者の受注分野確保について

昨年十一月の石油危機に対しましては、金融の道を開くことにより辛じて延命を続けて参りましたが、返済期の切迫につれて、受注は、今や最大の課題となりつつありますので、次の事項について特別のご配慮をお願い致します。

- (1) 中小で施工が可能な工種は、すべて指名の対象とすること。
- (2) 工事規模を、中小向けとし大型化を抑制すること。
- (3) 一件当りの契約高を拡大すること。
- (4) 都内に本店を置く者を最優先して指名すること。
- (5) 福祉及び生活関連事業は抑制の対象としないこと。

二、公共工事の早期発注について

毎年度切替時において、工事の発注が一定期間途絶えることがありますので、新年度となりましても停滯期間のないよう間断なくしかも集中化をさせ、均衡のとれた発注を頂きますようご工夫を願いたい。

三、実勢単価及び歩掛りの完全実施について

(1) 実勢単価

工事規模と内容によつて、購入資材、諸経費等に格差がありますので、実状と経済状態に合致した単価を採用して頂きたい。

(2) 実勢歩掛り

現行の歩掛りは、昭和四十二年に定められたものをそのまま踏襲されていますが

イ 教育環境の向上によつて、肉体的労働を回避する傾向が強まり、若年労働者の確保が困難となつたこと。

ロ 建設労働の中核となつていた者の年令が高令化したため作業能率が著しく減退したこと。

ハ 機械化作業に馴れたため、肉体労働に対する熱意が減少したこと。
等を主とする理由によつて、現行の歩掛りは実状と合致しないので改訂して頂きました。

四、東京都建設業審議会の早期設置について

都内の建設業に関する諸問題を解決するため、建設業法第三十九条の二によつて速急に設置して頂きたい。

五、中小建設業者への資金貸付けについて

現行の制度融資を改善して、建設業の特殊性に合致した新しい融資制度を確立して頂きたい。

昭和四十九年十二月十六日

以上

新宿区新宿二一五〇日伸ビル内

社団法人 東京都中小建設業協会

会長 矢 島 国 久 印

福生市議会議長

塩 野 鉄之助 殿

陳情第十四号

市営住宅建替実現方促進に關する陳情書



社会生活の根底をなすものは、とりもなおさず住居であります。従つて住宅の不安は社会不安をもたらします。

「健康で明るい生活を営む権利」は絶対に普遍且つ平等でなければなりません。しかし現状社会では住宅にかかわる格差が余りにもひどく、目にあまります。しかも吹き荒ぶ物価高騰の嵐の中でさえ、最も深刻であり、緊迫した問題は、「節約もできなければ待つたもてきないのが家賃」です。

戦後「人道地に落ちた四等国民」といわれたその中で、当然の権利を奪われ、転々と移り住み、太陽に見放された家で寒さに慄え、収入の大半を家賃に変えなければならない窮状もさることながら、契約更新という値上げ攻勢は全く有無をいわせません。正にこれ、苦、これ悩、の毎日です。

市営住宅は低所得者、住宅困窮者の為に市が国の補助をうけて建てたものであり、やがてはバトンタッチを。。。。と待っている人も少くない筈です。公営なるが故に万全を期して建てられたであろうその家は、目白押しに建てられた民間住宅と全くスケールを異にしています。何の不安もなく公園で遊ぶ子供達、四季折折の美しい花、余す所なく照りつける太陽は寝具の隅々まで食い込み、安眠を約束されたその幸福がほろりふつする。まこ

とに樂園、正に垂涎三千丈、当然市民の話題に上らずにはいないが、市民の感情は大変複雑であり、怨嗟の声は誠に高い今日、市では増設を企図していると聞き、こよない朗報!!と、双手を挙げて讃意を表します。どうぞ一日も早く実現させ住宅困窮の緩和に寄与し、遅きに失する憾みはありますが、抜本的な対策により市民の不信、不満感を解消して下さいよう祈る思いで期待します。

人それぞれ、しかし為政者の採るべき態度は常に全市民を意識し、対象にしていたきたいのです。人の道にはおのづから節度があります。惑る時は指導者意識を発揮しながら感謝あり、温い思いやりを市民一人一人が自覚してほしいし、それこそが共に栄え、明るい社会への道しるべとなりましょう。泣き寝入りのない妥当性を生かした市政を、この度は大いに高揚させて下さい。

要するに

一、市営住宅本来の趣旨を再確認し(させて。。。)弱者救済(低所得者)の目的を果敢に断行して下さい。

一、市営住宅の目的は刻下の急務です。是非一日も早く、一人でも多く住める中、高層住宅に建替えて下さい。